

＜本学会学術集会で発表する際＞

(開示の範囲)

筆頭演者が開示する義務のあるCOI状態は、発表内容に関連する企業や営利を目的とする団体に関わるものに限定する。

(抄録提出時)

本学会の学術集会、シンポジウム、講演会、および市民公開講座などで発表・講演を行う演者は、演題応募や抄録提出時に、過去1年間における筆頭発表者のCOI状態の有無を明らかにする。

(発表時)

発表時に明らかにするCOI状態については、「臨床研究のCOIマネジメントに関する指針」(以下、本指針) IV. 開示・公開すべき事項で定められたものを、発表スライド、あるいはポスターの最後に、「筆頭演者のCOI自己申告書」(様式1)に従って開示する。開示が必要なものは抄録提出1年前から発表時までのものとする。ただし、各々の開示すべき事項について、自己申告が必要な金額を次のように定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職については、1つの企業・団体からの報酬額が年間100万円以上は申告する。
- ② 株の保有については、1つの企業についての1年間の株による利益(配当、売却益の総和)が100万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料については、1つの特許権使用料が年間100万円以上の場合には申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)については、1つの企業・団体からの年間の講演料が合計50万円以上の場合には申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料については、1つの企業・団体からの年間の原稿料が合計50万円以上の場合には申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費については、1つの臨床研究に対して支払われた総額が年間200万円以上の場合には申告する。奨学寄付金(奨励寄付金)については、1つの企業・団体から、1名の研究代表者に支払われた総額が年間200万円以上の場合には申告する。
- ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係、旅行、贈答品など)については、1つの企業・団体から受けた報酬が年間5万円以上の場合には申告する。

\* \* \* \* \*

◎ 上記に該当する方へ

- 1) 別紙COI自己申告書への記入をお願いいたします。
- 2) 氏名・所属・演題名・抄録本文を用紙1枚に印刷し、COI自己申告書提出の際にご同封ください。
- 3) 演題登録締切日の12月1日(木)までに下記学会事務局までご送付ください。

演題締切後、COI自己申告書を学会事務局にて開封・審査いたします。

審査結果は演題採否通知メールにてお知らせいたします。

＜COI自己申告書 送付先＞

※点線部を切り取って封筒にお貼りいただきご送付ください。

----- ✂ 切り取り線 -----

〒060-8638 札幌市北区北15条西7丁目  
北海道大学大学院医学研究科小児科学分野 内  
第54回日本小児神経学会総会 事務局  
事務局長 白石 秀明 宛

## 筆頭演者のCOI自己申告書

筆頭演者氏名 \_\_\_\_\_

	金額	該当の状況	該当の有る場合、企業名等
役員・顧問職	100万円以上	有・無	
株	利益100万円以上/全株式の5%以上	有・無	
特許使用料	100万円以上	有・無	
講演料など	50万円以上	有・無	
原稿料など	50万円以上	有・無	
研究費	200万円以上	有・無	
その他報酬	5万円以上	有・無	